

第1章

東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組み

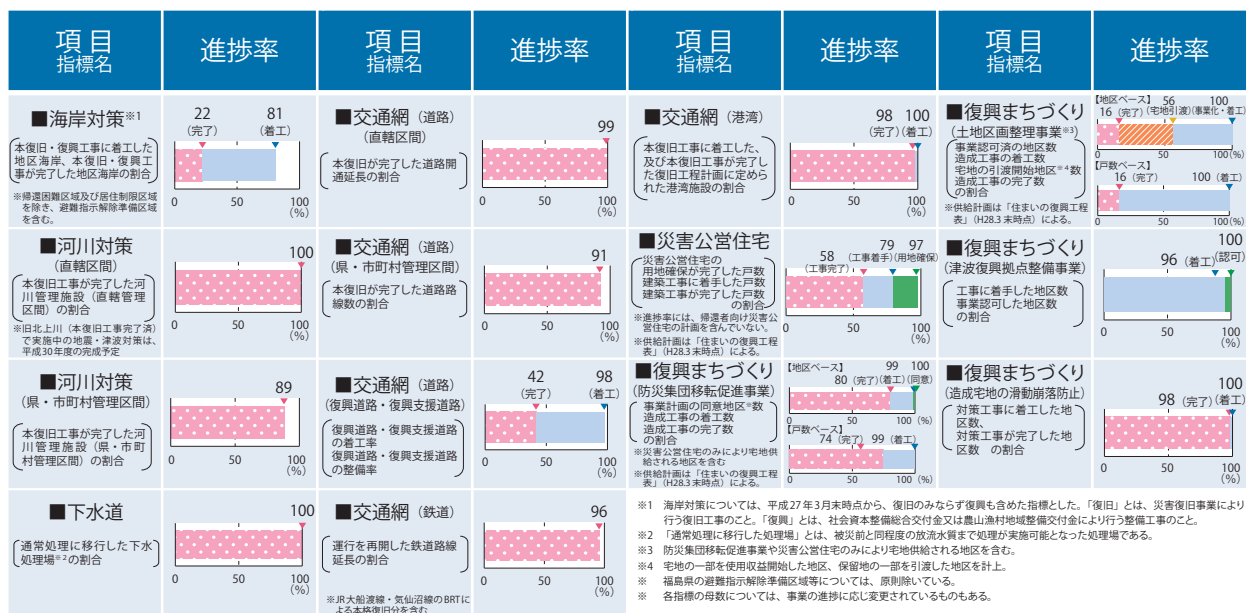
第1節 復旧・復興の現状と対応策

東日本大震災からの復興の加速は、国土交通省の最優先課題の一つである。発災当初は約47万人に上った避難者は減少したが、今なお、17万1千人もの方々^{注1}が47都道府県、1,138市区町村^{注2}において避難生活を続けられている。震災から5年が経過し、平成28年4月から「復興・創生期間」という新しいステージが始まった。国土交通省としては、復旧・復興の一段の加速化を図り、被災地の方々に復興を実感していただけるよう、総力を挙げて取り組んでいく。

また、国土交通省は、地方整備局、地方運輸局、気象庁、海上保安庁等のそれぞれの現場において、被災地の声をしっかりと受けとめ、国土交通省が一丸となって、現場の要望に迅速に対応することとしている。その取組みの一つとして、25年1月に、3人の大臣政務官ごとに担当する県を決めた「被災地要望対応支援チーム」を省内に設置し、被災地からの要望にきめ細かく対応している。

道路・港湾等の基幹インフラの応急復旧はほぼ完了し、本格復旧についても順調に進んでおり、インフラ工程表に基づき事業を確実に実行していく。また、住宅再建・復興まちづくりについても、「住まいの復興工程表」に沿って着実に進捗しており、引き続き、現地へのきめ細やかな支援等を実施していく。また、被災地の観光振興、地域公共交通の確保にも取り組んでいく。

図表 II-1-1-1 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況（平成28年3月末時点）



資料) 国土交通省

注1 170,841人。平成28年3月10日時点。復興庁調べ。

注2 平成28年3月10日時点。復興庁調べ。

第2節

インフラ・交通の着実な復旧・復興

(1) 総論

国土交通省が所管する公共インフラについては、応急復旧段階から本格復旧・復興段階へ移行し、復興の事業計画及び工程表に基づき、着実に整備を推進している。今後も、被災地の要望を踏まえつつ、東北の復興を一日でも早く実現するよう取り組んでいく。

(2) 海岸対策

海岸堤防等の本復旧・復興工事は、平成28年3月末時点において、復旧・復興工事を行う677の地区海岸のうち、550地区で着工、152地区で完了している。その内、国施工区間（国が災害復旧を代行する区間を含む）約40kmについては、約36kmの区間において施工を完了し、おおむね29年3月末までの完了を目指している。また、復旧に期間を要する湾口防波堤についても、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め、おおむね31年3月末までの完了を目指している。

これらの工事を進める際には、津波が越流した場合であっても堤防の効果が粘り強く発揮できるような構造を、可能な限り取り入れることとしており、宮城県岩沼市において堤防と一体的な盛土や植生を配置した「緑の防潮堤」を整備している。また、災害廃棄物を堤防盛土材として積極的に活用するとともに、周辺の景観や自然環境にも十分配慮することとしている。

(3) 河川対策

被災した国管理区間の河川管理施設については、被災前と同程度の安全水準を確保する本復旧工事が完了している。引き続き、本復旧工事に加えて必要な地震・津波対策を実施する。

(4) 下水道

被災した下水処理場122箇所（福島県内の避難指示区域等内に位置する7箇所を除く）については、被害が甚大であった仙台市南蒲生浄化センターが平成27年度末に復旧し、汚水の発生がない2箇所を除くすべての被災処理場120箇所が、27年度末までに通常レベルの処理まで復旧済である。また、福島県の「避難指示解除準備区域」に位置する処理場のうち、2箇所は本復旧済みである。被災した下水管680kmについては、28年3月末現在、669kmの本復旧が完了している。引き続き、復興計画と整合を図りつつ、耐震化、耐津波化の実施と合わせ、早期の復旧・復興を目指すこととしている。

(5) 土砂災害対策

阿武隈川水系等の地域における被災地の復興に不可欠な重要交通網等を保全するための土砂災害対策については、平成27年度までに完了した。引き続き、東日本大震災で土砂災害が発生した箇所等における土砂災害対策を推進していく。

(6) 道路

道路については、①高速道路は、平成27年3月1日に全線開通した常磐自動車道について、全線開通後、多くの区間で交通量が1万台/日以上となるなど、堅調に利用が図られているとともに、福

島県浜通りを中心とした常磐自動車道沿線地域において企業立地の増加、雇用拡大に貢献している。さらに、追加ICの大熊IC、双葉ICについては、同年6月12日に事業化した。②直轄国道は、24年度末までに本復旧をおおむね完了（なお、国道45号の橋梁等大規模な被災箇所については、復興計画等を踏まえて復旧）、③復興道路・復興支援道路についてはトンネル、橋梁等の主要構造物に本格着手しており、新たに事業化した区間を含め、民間の技術力を活用した事業推進体制（事業促進PPP）を活用しつつ、工事の全面展開を図っている。震災後に事業化された復興道路・復興支援道路のうち15区間・110kmにおいて開通見通しが確定した。

（7）鉄道

東日本大震災により被災した路線のうち、三陸鉄道については26年4月、石巻線については27年3月、仙石線については同年5月に全面復旧した。また、大船渡線及び気仙沼線については、当面の公共交通を確保するため、仮復旧としてBRT^{注1}が運行されてきたところ、復旧方針についてハイレベルで議論するため、27年6月に国土交通副大臣を座長とする沿線自治体首長会議を開催した。同年7月の第2回会議において、JR東日本から、BRTによる本格復旧の提案があり、同年12月の第3回会議において、大船渡線については、BRTによる本格復旧の受け入れが合意され、気仙沼線については、南三陸町と登米市においてはBRTによる本格復旧を受け入れることで合意し、気仙沼市においては引き続き議論を継続することとなった。その後、28年3月に気仙沼市が受け入れを表明したことから、気仙沼線についても、BRTによる本格復旧がなされることとなった。これにより、運休区間が残っているのはJR東日本の2路線（JR山田線、常磐線）となった。

山田線については、27年2月にJR東日本から三陸鉄道への運営移管についてJR東日本及び地元自治体等関係者が合意、同年3月に復旧工事に着手し、30年度末の復旧を目指して工事が進められているところである。

常磐線については、27年3月に『将来的に全線で運行を再開させる』との方針を決定し、28年3月には、開通時期が明らかとなっていなかった浪江～富岡駅間について、31年度末までの開通を目指すこととした。これにより、常磐線の全線開通の見通し^{注2}が明らかとなった。

（8）港湾

港湾については、産業・物流上、特に重要な港湾施設の災害復旧事業が平成26年度でおおむね完了した。引き続き湾口防波堤等の復旧を計画的に推進するとともに、経済復興の礎となる岸壁・防波堤等の港湾施設の整備を行った。海上保安庁では、東日本大震災により被災した航路標識158基のうち、復旧が完了していない16基（28年3月時点）については、今後、港湾や防波堤の復旧に合わせて復旧していくこととしている。

注1 Bus Rapid Transitの略で、バス専用道路を走行することにより通常の路線バスより速達性・定時性を向上させた交通システム

注2 JR常磐線の開通の見通し

浜吉田～相馬駅間…平成28年12月末までに運転再開（27年11月26日JR東日本公表）

原ノ町～小高駅間…2016年（平成28年）春までに開通（27年3月10日「JR常磐線の全線開通に向けた見通し等について」）

小高～浪江駅間…遅くとも2年後（平成29年春）の開通を目指す（同上）

富岡～竜田駅間…2017年（平成29年）内の開通を目差す（28年2月23日浜通りの復興に向けたJR常磐線復旧促進協議会にてJR東日本報告）

浪江～富岡駅間…2019年度（平成31年度）末までの開通を目指す（28年3月10日「JR常磐線の全線開通の見通しについて」）

また、東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理を進めるため、仙台塩釜港石巻港区と茨城港常陸那珂港区において海面処分場を整備し、仙台塩釜港石巻港区においては、25年2月より、茨城港常陸那珂港区においては、24年7月より災害廃棄物等の埋立処分を実施した。

第3節

復興まちづくりの推進・居住の安定の確保

被災者が住まいの確保について見通しを持てるよう、地方公共団体からの報告に基づき、民間住宅等用地の供給及び災害公営住宅の整備の見通しを取りまとめた「住まいの復興工程表」を踏まえ、復興まちづくりの推進・居住の安定の確保に取り組んでいる。被災地における復興事業が本格化する中、被災市町村における人員やノウハウの不足を補い、円滑に事業を進める必要がある。

このため、被災地方公共団体等への人的支援や、被災地方公共団体の発注業務の負担を軽減する発注方式の導入、(独)都市再生機構の活用等により、事業の推進を支援しているほか、事業の効率的な実施のための手続に関する通知等による技術的支援や、支援施策を取りまとめたウェブサイト「復興まちづくり情報INDEX」の公開等による情報提供を行っている。

(1) 復興まちづくりの推進

復興まちづくりにおいては、住民の居住に適切でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を支援する防災集団移転促進事業や、津波被災市街地における現地再建や、高台等への移転先の宅地整備等を行うにあたって、宅地と道路等の公共施設を一体的に整備するなど総合的なまちづくりを支援する被災市街地復興区画整理事業等を実施している。

平成28年3月末時点で、防災集団移転促進事業については、「住まいの復興工程表」に基づき実施が予定されている331のすべての地区において事業着手の法定手続である大臣同意に至っており、328地区において造成工事に着手し、266地区で造成工事が完了している。また、土地区画整理事業については、「住まいの復興工程表」に基づく50地区すべてにおいて、事業認可、工事着手に至っており、8地区で造成工事が完了している。

(2) 居住の安定の確保

居住の安定を迅速に確保するため、自力での住宅再建・取得が可能な被災者に対しては、(独)住宅金融支援機構による災害復興住宅融資について融資金利の引下げ等を行っているほか、宅地に被害が生じた場合についても支援するため、災害復興宅地融資を実施している。また、既往の貸付けについても、最長5年間の払込み猶予・返済期間の延長や、猶予期間中の金利引下げ措置を実施している。

また、自力での住宅再建・取得が困難な被災者に対しては、地方公共団体が公営住宅(災害公営住宅)の供給を進めており、その整備等に要する費用や入居者を対象とした家賃減額に要する費用に対する助成の拡充を行っているほか、入居者資格要件や譲渡に係る特例措置を講じている。

さらに、福島第一原子力発電所事故に係る対応として、避難指示区域に居住していた方々(避難者や帰還者)について、災害公営住宅の入居等に関し、災害による被災者と同様の措置をとることにより、居住の安定の確保を図ることとしている。

図表Ⅱ-1-3-1 災害公営住宅の整備状況（H28.3.31）

県	用地確保	設計着手	工事着手	工事完了	全体計画
岩手県	5,636戸 188地区	5,085戸 169地区	4,631戸 138地区	3,168戸 102地区	5,771戸
宮城県	15,290戸 399地区	14,746戸 379地区	13,394戸 342地区	9,812戸 262地区	15,919戸
福島県	7,716戸 156地区	7,105戸 148地区	5,163戸 123地区	3,767戸 97地区	7,885戸 ^(注)

(注) 1 計画戸数は、「住まいの復興工程表（平成28年3月末現在）」の戸数。

2 福島県の災害公営住宅のうち、原発避難からの帰還者向け災害公営住宅については、全体計画が未確定。

資料) 国土交通省

第4節

地域公共交通の確保と観光振興

(1) 地域公共交通の確保

東日本大震災によって被害を受けた地域公共交通に対しては、地域公共交通確保維持改善事業を活用して被災地のバス交通、乗合タクシー等の確保・維持を支援するため、同事業の補助要件の緩和等の特例措置を講じている。具体的には、地域をまたがる幹線バス交通ネットワークの確保・維持、また、避難所・仮設住宅・残存集落や新規住宅、病院、商店、公的機関等との日常生活の移動確保を目的とする地域内のバス交通等の確保・維持について支援している。

(2) 観光振興

震災後の外国人旅行者の落ち込みが大きい東北の訪日需要の回復のため、海外主要市場における風評被害の払拭と当該地域の観光振興のためのPR等を継続して実施した。

具体的には、海外消費者向けには、日本政府観光局のウェブサイト上等により空間放射線量等についての正確な情報発信や、観光地としての魅力を訴求するため、東北地域へ海外のメディアの招請、SNSを利用した東北の情報発信を実施。また、海外旅行会社向けには、東北地域への招請を行い、旅行商品の造成支援や、海外旅行博覧会等において、東北地域の観光情報の発信等を行った。

国内観光需要の回復のために様々な取り組みを実施しているが、特に、太平洋沿岸エリアにおいて、復興及び風評払拭のための広報展開、震災の記憶の風化防止、観光における復興のための地域体制づくり促進や、地域ならではの旅行商品・復興ツアーの造成促進等、発地・受地双方の取り組みに対する支援を実施した。また、福島県の観光における早期復興を最大限に促進するため、同県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業に対して補助を行った。

観光庁の宿泊旅行統計調査によると、東北6県^{注1}の27年年間値^{注2}では、延べ宿泊者数が、約3,251万人泊となり、震災前の22年と比べて7.5%増であった。ただし、観光客中心の施設^{注3}の延べ宿泊者数で見ると、22年と比べ13.3%減となり、震災の傷跡が大きく国内の好況がまだ十分に浸透していない。^{注4}

注1 東北6県：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島。

注2 暫定値

注3 観光客中心の施設とは、宿泊者数のうち観光目的の宿泊者が全体の50%以上と回答した施設。

注4 平成22年3月分調査以前は、従業者数10人以上の施設のみ調査対象としていたため、平成27年の数値についても従業者数10人以上の施設の延べ宿泊者数を用いている。

第5節

復興事業の円滑な施工の確保

被災地の復旧・復興事業についても、道路、鉄道等基幹インフラの復旧は着実に進んでおり、住宅再建・まちづくりについては、おおむね「住まいの復興工程表」どおりに進んでいる。

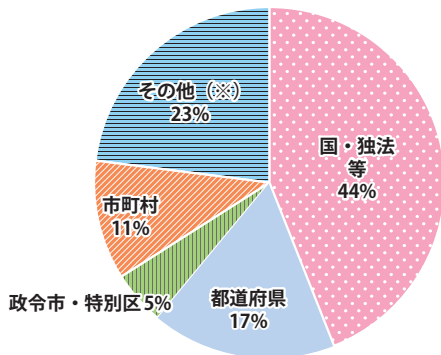
入札不調については総じて減少してきており、不調になった案件についても、再発注時に市場の実勢を反映した予定価格の見直しや適切な規模での発注等の工夫をすることにより、ほぼ契約に至っている。

国土交通省では、復旧・復興事業の円滑な施工確保を図るため、「復興加速化会議」（平成25年3月以降6回開催）や「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」（23年12月以降8回開催）において、関係機関や関係業界と連携しながら必要な対策を講じてきた。この中では、実勢価格に応じた予定価格の設定のため、被災三県の公共工事設計労務単価を25年4月より4度にわたり引き上げ、被災地の施工実態を踏まえた復興歩掛や復興係数の導入を行ったほか、国や県により生コンクリート公共プラントを設置した。

さらに、本格化している災害公営住宅整備や学校、庁舎、病院等の公共建築工事についても、実勢価格や現場実態を的確に予定価格に反映させるため、災害公営住宅に係る標準建設費の特例措置の継続や、「営繕積算方式」等の普及を図るとともに、復興庁等と連携した公共建築相談窓口における発注段階からの個別相談への丁寧な対応などにより、円滑な施工確保対策の取組みを進めている。

図表 II -1-5-1 公共建築相談窓口における対応状況（全国集計）

相談者別内訳（平成27年4月～平成28年3月）（全国）



※その他…設計事務所、建設業者等

資料) 国土交通省

相談内容別内訳（平成27年4月～平成28年3月）

相談内容	件数 (全国)	件数 (東北管内)
積算、設計及び入札手続き	1,053	38
保全	578	26
工事監理	294	2
企画立案	342	62
その他	221	4
合計	2,488	132

(注) 窓口へのご相談は、国土交通省のウェブサイト「公共建築相談窓口」、または電子メールアドレス「eizen@milt.go.jp」までお寄せ下さい。

第6節

福島の復興・再生等

東京電力（株）の福島第一原子力発電所の事故発生を受け、避難指示区域からの避難者数は、約7万人^{注1}、いわゆる自主避難者も含め福島県全体の避難者数は、約9.7万人^{注2}に及んでいる（復興庁調べ）。政府としては、田村市、川内村及び楡葉町の避難指示解除に続き、他の市町村においても避難指示解除に向けた動きが本格化していることを踏まえ、一日も早い住民の方々の生活再建や地域の再

注1 平成27年9月5日現在。

注2 平成28年3月28日現在。

生を可能にしていくため、早期帰還支援策や新生活支援を深化するとともに、事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組みを拡充していく必要がある。

国土交通省としては、「早期帰還・定住プラン（25年3月策定）」、「福島復興再生特別措置法」に基づく「避難解除等区域復興再生計画（26年6月改定）」や「原子力災害からの福島復興の加速に向けて（27年6月改定）」等を踏まえ、工程表に基づくインフラ復旧や避難者向けの高速道路無料措置、風評被害の払しょく等への取組みを通じて、避難されている方々の一日も早い帰還を実現していく。

第7節

東日本大震災を教訓とした津波防災地域づくり

東日本大震災の教訓を踏まえ、「津波防災地域づくりに関する法律」が平成23年12月に成立・施行された。同法は、最大クラスの津波が発生した場合でも「人の命が第一」という考え方で、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」の発想による津波災害に強い地域づくりを推進するものである。

国土交通省では、津波災害に強い地域づくりのため、地方公共団体に対する支援として、同法の施行に関する技術的助言を通知するとともに、津波浸水想定の設定に関する手引きの公表、津波浸水想定に係る相談窓口の開設、科学的知見の蓄積が十分でない日本海における最大クラスの津波断層モデルについて「日本海における大規模地震に関する調査検討会」報告書の公表等の技術的支援を行っている。

これまでに27府県において、最大クラスの津波を想定した津波浸水想定が公表されている（28年3月末時点）。また、26年3月以降、徳島県、山口県及び静岡県（東伊豆町、河津町）において津波災害警戒区域が指定され、5市町において津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）が作成されている。

被災地においては、24地区で、「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」が都市計画決定される（27年3月末時点）など、「津波防災地域づくりに関する法律」を活用した復興の取組みも進められているところである。

今後とも、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、海岸堤防等のハード整備や避難訓練等のソフト施策を組み合わせることにより、国民の命を守るための津波防災地域づくりを積極的に推進していく。